

寄付金の活用方針

I. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	平成 1 2 年 8 月 1 1 日
2. 協議会の構成	別紙名簿のとおり
3. 具体的な用途等	令和 4 年度は寄付金額がある程度貯まったことから別紙 1 - 1 選定要項及び別紙 1 - 2 募集要項で募集し、別紙 2 採択結果の事業で活用した。 今後、ある程度貯まった時点で改めて募集要領を定め活用する。(現時点で、令和 5 年度は活用予定なし。)

生活交通確保に係る地域協議会委員名簿

構成員の区分	所属・団体名等	役職等	備考
県	鳥 取 県	地域づくり推進部長	会 長
国	鳥取運輸支局	首席運輸企画専門官	副会長
事業者	日ノ丸自動車株式会社	常務取締役	
	日本交通株式会社	常務取締役	
市町村	鳥 取 市	都市整備部長	
	岩 美 町	副町長	
	八 頭 町	副町長	
	若 桜 町	副町長	
	智 頭 町	副町長	
	倉 吉 市	総務部長	
	湯梨浜町	副町長	
	三 朝 町	副町長	
	琴 浦 町	副町長	
	北 栄 町	副町長	
	米 子 市	総合政策部長	
	境 港 市	産業部長	
	南 部 町	副町長	
	伯 耆 町	副町長	
	日吉津村	村長	
	大 山 町	副町長	
	日 南 町	副町長	
日 野 町	副町長		
江 府 町	副町長		
交通業界団体	一般社団法人鳥取県バス協会	理事	
	一般社団法人鳥取県ハイヤー タクシー協会	会長	
バス事業者 労組代表	鳥取県交通運輸産業労働組合 協議会	副議長	
利用者代表	一般社団法人鳥取県老人クラ ブ連合会	理事	
学術機関	国立大学法人鳥取大学大学院 工学研究科	教員	
	計	28人	

令和 4 年度 鳥取県地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業選定要項

(目的)

第 1 条 本要項は、公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成について、本県における助成対象事業者及び対象事業の選定の方法等を定めることを目的とする。

(選定の体制)

第 2 条 応募のあった事業の選定は、鳥取県生活交通確保に係る地域協議会事務局（以下「事務局」という。）が実施する。

2 選定を行う事務局員は、次のとおりとする。

鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課長（1名）
同課職員（4名）

(選定の方法)

第 3 条 選定は、書面で採点を行った後、審査会を開催し、各事務局員の採点結果の合計点が上位の応募者から順番に選定するものとする。

なお、選定は県東部・中部・西部の圏域ごとに 1 者とする。

2 前項の採点は、次により行うものとする。

- (1) 最も優れた事業である 2 点（1 応募者）
- (2) 優れた事業である 1 点（2 応募者）
- (3) (1)、(2) 以外の事業である 0 点

3 採点の結果、圏域ごとの最上位の者が複数ある場合には、事務局において合議により順位を決定するものとする。

(選定の期日)

第 4 条 選定は、募集期間の終了日から起算して 1 か月以内に行うものとする。

(選定の結果)

第 5 条 選定の結果は、全ての応募者に対して通知するものとする。

令和4年度 鳥取県地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業募集要項

1 目的

本要項は、公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成について、財団が定める実施要領及び募集要項によるほか、本県における助成対象事業者及び対象事業の募集に係る事項を定めるものである。

2 募集期間

令和4年6月24日（金）～同年7月22日（金）

3 対象事業

財団が実施要領において定める助成対象事業（次に掲げる事業）のとおりとする。

- (1) 公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
- (2) 公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
- (3) 公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業
- (4) 次世代自動車の普及に資する事業
- (5) 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
- (6) 公共交通機関等の維持確保に資する事業

4 応募要領

- (1) 応募者は、県内交通事業者又は県内交通事業者が参画する団体とする。
- (2) 助成額は、1応募者につき、応募年度における財団から鳥取県への助成予算額に1/3を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とする。
- (3) 応募は、様式第1により行うものとする。
- (4) 応募は、電子メール又は郵便により行うものとし、送付先は7のとおりとする。

5 選定方法

- (1) 助成対象事業者及び対象事業の選定は、協議会事務局において行う。
- (2) 助成対象事業者及び対象事業の選定は、各年度、県東部・中部・西部の圏域ごとに1つまでとする。
- (3) 選定の決定は、募集期間終了後1カ月以内に行い、全ての応募者に選定の結果を通知する。

6 その他

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業として対象事業の採択を決定するのは財団であり、協議会の選定をもって、助成を確約するものではない。

7 問合せ先

鳥取県生活交通確保に係る地域協議会

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活交通確保に係る地域協議会事務局（鳥取県地域交通政策課内）

電子メール：koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp

電話：0857-26-7641

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の採択結果について

<選定・採択結果一覧>

地域	応募団体	実施事業の概要	選定の決定日 (協議会→応募団体)	採択日 (財団→応募団体)	助成額 (採択額)
東部	鳥取バスフェスタ実行委員会 (委員長 平田 祐輔)	「とっとり交通フェスタ」 〔日付：令和4年12月4日〕 〔場所：鳥取鉄道記念物公園（鳥取市扇町）〕 今後の継続的なまちづくりにとって大切である新しい公共交通のあり方を市民とともに考え、その有効活用と利用促進の啓発をはかるイベント「とっとり交通フェスタ～みんなの“のりもの”大集合～」を実施する。主催は鳥取商工会議所青年部、バス事業者、鳥取市、鳥取県などで構成する実行委員会で行う。	令和4年7月29日	令和4年10月11日	391千円
西部	公共交通フェスタ実行委員会 (実行委員長 榎野 永一)	「よなご公共交通ふれあいフェスタ」 〔日付：令和4年11月20日〕 〔場所：米子コンベンションセンター（米子市末広町）〕 市まちづくりビジョンの計画目標にある「公共交通の利用促進策を展開し、利用者の増加を図る」の達成や米子市公共交通ビジョンの基本方針にある「使いやすくわかりやすい公共交通」の実現に向け、鉄道、バス、タクシーの車両等を使ったイベントを行い、普段、公共交通を利用しない人やファミリー層を中心に利用促進を図るとともに、公共交通を「残していく」、「守っていく」という観点についても啓発する。	令和4年7月29日	令和4年10月11日	391千円

※中部地域からの応募無し。

※助成額：各地域、県割当予算額の1/3（391千円）を上限とした。（県割当予算額：1,174千円）

※次年度以降の事業募集は未定。